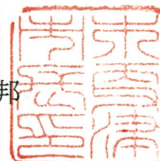


木更津市公告第145号

木更津市朝日新庁舎家具什器（リユース品）購入の制限付一般競争入札の実施について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札を次の
とおり実施する。

令和7年9月3日

木更津市長 渡 辺 芳 邦



1 一般競争入札に付する事項

工事等の名称	木更津市朝日新庁舎家具什器（リユース品）購入
工事等の場所	木更津市朝日三丁目8番1号
業 務 種 別	物品の販売（物品 - 家具什器 - スチール製家具・什器）
履 行 期 限	令和7年12月12日限り
工事等の概要	朝日新庁舎の整備に伴う家具什器（リユース品）の購入 ・ オフィス家具 一式 ・ 配送 一式

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 木更津市発注のすべての制限付一般競争入札における共通資格要件

1	木更津市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者
2	木更津市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく指名停止措置を、当該工事等の公告日から当該工事等の入札日までの間、受けていない者

3	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者 ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は当該工事の入札前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者 イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者 ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者 エ 特定関係にある会社同士の入札参加制限基準に基づく資本関係又は人的関係にある者同士 ただし、基準に該当する者のうち一者を除く全てが入札を辞退したときを除く
---	---

(2) 本件制限付一般競争入札における個別の資格要件

1	入札参加資格者名簿【物品】の「大分類：16 家具・什器 - 中分類：02 スチール製家具・什器」に登録されており、入札時点も引き続き登録されている者
---	---

3 契約担当部局

〒292-8501 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市役所駅前庁舎
 資産管理部庁舎整備室庁舎整備係（担当：河名、正木）
 電話番号：0438-23-8698（直通）
 メールアドレス：koukyou@city.kisarazu.lg.jp

4 契約書案、設計図書等を示す方法及び期間等

契約書案、設計図書等下記により閲覧に供する。

- (1) 閲覧場所 上記「3 契約担当部局」に同じ
- (2) 閲覧期間 令和7年9月3日（水）から令和7年9月19日（金）まで
 （木更津市の休日を定める条例に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く）
- (3) 閲覧時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (4) 備 考 ア 当該工事等の現場説明は実施しないので、設計図書等を熟知すること。
 イ 上記の閲覧場所のほか、木更津市公式ホームページ（下記URL）に設計図書等を掲載する。

URL

<https://www.city.kisarazu.lg.jp/soshiki/shisankanri/choshajumbishitsu/1/12953.html>

5 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、下記のとおりメールにより質問書を提出すること。

- (1) 提出先 上記「3 契約担当部局」のメールアドレス
- (2) 提出期限 令和7年9月12日（木）午後5時まで
- (3) 回答日時 令和7年9月17日（水）午後5時まで
- (4) 回答方法 ア 質問者に対して個別にメールで回答する
 イ 木更津市公式ホームページで公表する
- (5) 備 考 ア 対面、電話等による口頭での質問は受け付けない。
 イ 質問書の書式は、木更津市公式ホームページ（上記URL）からダウンロードすること。

6 入札参加申請の受付期限及び方法等

- (1) 受付期限 令和7年9月12日（木）午後5時まで
- (2) 提出先 上記「3 契約担当部局」に同じ
- (3) 提出方法 郵送または持参
- (4) 提出書類 入札参加資格確認申請書
- (5) 備 考 ア 入札参加資格確認申請書の書式は、木更津市公式ホームページ（上記URL）からダウンロードすること。
 イ 持参の方法により提出する場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（市の休日及び正午から午後1時までを除く）とする。
 ウ 郵送の方法により提出した場合に、入札参加資格確認申請書を契約担当部局にて受領した際は、入札参加資格確認申請書に記載の担当者メールアドレスへ受領連絡を行う。

7 入札参加資格不適格者への入札前通知

- (1) 入札参加申請をした者のうち、「2 入札に参加する者に必要な資格」(1)及び(2)の資格要件が満たないと認められる者については、本件入札の参加資格がないものとし、令和7年9月17日(水)までに入札参加資格要件不適格通知書により通知する。
- (2) 入札参加資格要件不適格通知を受けたものは、通知を受けた日から3日(市の休日を含まない。)以内に契約担当部局に対し書面をもってその理由について説明を求めることができる。また、契約担当部局は、説明を求められた日から3日(市の休日を含まない。)以内に書面をもって回答する。

8 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年9月19日(金)午前10時00分から
- (2) 場 所 木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市役所駅前庁舎 入札室
- (3) 提出書類 入札書、誓約書、入札委任状(、使用印鑑届兼委任状(写))
- (4) 備 考 参集により入札書等を提出する方法以外による提出方法は認めない

9 落札者の決定

- (1) 入札参加資格があると確認された者のうち、予定価格以下の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- (3) 落札者に対し、落札決定通知書により通知する。

10 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税抜きの見積金額を入札書に記載すること。

1 1 入札に関する注意事項

- (1) 入札書、誓約書及び入札委任状には、当該工事等の名称、工事等の場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (2) 入札参加確認申請書、入札書、誓約書及び入札委任状には、代表者印（使用印鑑届を提出している場合は当該印）を押すこと。
- (3) 誓約書及び代理人が入札を行う場合の入札委任状の提出が無い場合は、入札に参加することができない。
- (4) 入札書は封筒に封入し、封印（代表者印（使用印鑑届を提出している場合は当該印）を押すこと。）のうえ提出すること。なお、封筒には入札者名を記載すること。
- (5) 予定価格以下の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度の入札の回数は原則として1回までとする。
- (6) 入札参加申請後に入札参加を希望しなくなった場合には、入札辞退届を郵送又は持参により入札執行以前に上記「3 契約担当部局」へ提出すること。
- (7) 入札保証金は免除する。ただし、落札となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収する。
- (8) 契約保証金の額は、木更津市財務規則第146条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とする。ただし、木更津市財務規則第146条第3項の規定に該当するときは、契約保証金を免除する。

1 2 無効となる入札

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 記名押印を欠く入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 明らかに連合であると認められる入札
- (6) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) 入札参加資格要件確認書類の提出要求に応じない者のした入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者がいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。
 - ア 木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けたとき
 - イ 木更津市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき